

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(介護補償) 第11条〔略〕 2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>17万1,650円</u>を超えるときは、<u>17万1,650円</u>）</p> <p>常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万3,090円</u>以下であるときに限る。）。<u>7万3,090円</u></p> <p>介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万5,780円</u>を超えるときは、<u>8万5,780円</u>）</p>	<p>〔同左〕 第11条〔略〕 2 〔同左〕</p> <p>介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>16万6,950円</u>を超えるときは、<u>16万6,950円</u>）</p> <p>常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>7万2,990円</u>以下であるときに限る。）。<u>7万2,990円</u></p> <p>介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万3,480円</u>を超えるときは、<u>8万3,480円</u>）</p>

<p>〔略〕</p> <p>別表 〔略〕</p> <p>備考</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した（<u>同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。</u>）後実地修練を経た者 1年</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>別表 〔略〕</p> <p>備考</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>学校教育法（昭和22年法律第26号）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業した後実地修練を経た者 1年</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p>
---	---

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第11条第2項第1号から第3号までの規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の第11条第2項第1号から第3号までの規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。